

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部が改正され、個人番号の利用に係る県独自の事務を追加したことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年十月十三日